

## 法律科目試験 「民事法系」 問題

### 民事法系 1 (配点 200 点)

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 自然人の権利能力の意義、及びその始期・終期の法的問題点
- (2) 物権法定主義の意義、及びその法的問題点
- (3) 婚姻・離婚における形式的意思と実質的意思の意義、及びその法的問題点

II 次の事例について、後の(1)～(3)の問いに答えなさい(なお、各設問はそれぞれ独立した問いである)。

Aは、部品メーカーに材料を供給し、部品メーカーがその材料を加工して完成した製品を買い取り、それを商品として小売業者に転売する事業を展開していた。Yは、その事業について継続的に取引している個人事業者の部品メーカーである。

AとYは、Yの先代の時代からずっと取引を継続しており、AY間の取引は先代も含め数十年に及んでいたが、その間、両者は非常に良好な関係を保っていた。継続的取引の性質上、AとYは、材料代金と製品代金についてそれぞれ互いに債権・債務を有し合う関係となるのが常態化していたが、AとYの継続的取引の代金決済は、通常取引の一環として、材料、製品の売買の都度、すべて、個々の取引の代金を一定期間内に相手方銀行口座へ振り込むことにより行われており、AとYは、このことをずっと当然のことと考えていた。

振込みによる代金決済は、AY互いに遅滞することもなく、良好に続けられていたが、21世紀に入り、不況が長引く中、Aの業績は「右肩下がり」となっていたところ、2012年に入ってから、Aの資力に問題が生じ始めていた。

- (1) 次のような事実があり、AのYに対する材料売買代金債権 $\alpha$ (額面：100万円、債権取得時期：2012年10月10日、支払期限：2012年11月10日、材料引渡済み。その他、特約・抗弁の付着なし)及びYのAに対する製品売買代金債権 $\beta$ (額面：130万円、債権取得時期：2012年10月15日、支払期限：2012年11月15日、製品引渡済み。その他、特約・抗弁の付着なし)があるとき、2012年11月17日の時点で、 $\alpha$ の取り立てとしてのXのYに対する100万円の請求が認められるか否かを論じなさい(利息・遅延損害金については、無視すること)。

2012年11月1日、Aの債権者Xは、AのYに対する債権 $\alpha$ を差し押さえ、同日、AとYに差押命令が送達された。XがYに対し $\alpha$ の弁済期である同年11月10日に $\alpha$ の支払いを請求したところ、Aの資力に不安を感じるYは、YのAに対する債権 $\beta$ で相殺したいので支払いには応じられないと回答した。同年11月15日、YはXに対し、 $\alpha$ と $\beta$ を対当額で相殺する旨の意思表示をするとともに、あわせて同様の意思表示をAに対しても行い、それらの意思表示は、同日、それぞれ相手方に到達した。なお、

その当時、A Y間には、 $\alpha$  及び  $\beta$  以外に債権債務関係はなく、また、A について破産手続きが開始されていることもなかった。

- (2) 次のような事実があるとき、A の B、C に対する抹消登記手続請求が認められるか否かを論じなさい（利息・遅延損害金については、無視すること）。

2011 年 10 月 1 日、A は、運転資金を工面するため、弁済期を 1 年後として B から 1000 万円を借り入れ、A が所有する甲土地を B のために譲渡担保に供することとし、登記原因を「譲渡担保」として甲土地の所有権登記が B に移転された。A は、2012 年 10 月 1 日までに借入金を弁済することができなかったが、同月 3 日、翌 11 月中旬頃まで待ってもらえれば、返済のめどがたつと B に伝えた。ところが、同年 10 月 15 日、B は、譲渡担保権の実行として甲土地を 1200 万円で C に売却し、A に清算金が 200 万円である旨を通知し、甲土地の所有権登記が C に移転された。1200 万円という売却価格は、適価であったが、清算金は、その後も支払われていない。C は、A B 間の甲土地に関する譲渡担保関係、弁済期、A の借入金弁済の可能性を熟知する者であり、この譲渡は、A による受戻権の行使を阻止するために B、C によってなされたものであった。A は、同年 11 月 15 日、弁済供託した上、B、C に対し、所有権登記の抹消登記手続を請求した。

- (3) 次のような事実があるとき、競売の結果、乙土地は 6000 万円、丙建物は 4000 万円ですべて売却されたものとし、借入金の利息・遅延損害金、及び手続き費用は考慮しないとして、①乙土地・丙建物が同時に競売された場合、及び②丙建物が先に競売され、後に乙土地が競売された場合のそれぞれについて、G1、G2 がそれぞれの代価から抵当権に基づく優先弁済の結果として何円の配当を受けるかを、その根拠条文、及び計算方法を明確にして示しなさい。最終的な解答は、解答用紙の表に記入して解答しなさい（0 円の項目については、「0」を記入すること）。

Y は、運転資金を工面するため、G1 から 5000 万円を借り入れ、それを担保するため、G1 に対し、Y が所有する乙土地、丙建物にそれぞれ第一順位の抵当権を設定し、その旨の登記がなされた。また、その後、Y は、さらなる運転資金を調達するため、G2 から 4000 万円を借り入れ、それを担保するため、G2 に対し乙土地に第二順位の抵当権を設定し、その旨の登記がなされた。

その後、折からの不況から Y の経営は好転せず、Y は、弁済期までに上記 G1、G2 からの借入金を弁済することができず、G1 によって乙土地・丙建物の抵当権が実行され、それぞれ買受人から代金が納付された。

## 民事法系 2 (配点 100 点)

Ⅲ 次の事項について、それぞれ 200 字以内で説明しなさい。

- (1) 投機貸借・購買とその実行貸貸
- (2) 特別取締役
- (3) 略式株式交換
- (4) 約束手形の有害的記載事項

Ⅳ 次の各小問に答えなさい。

- (1) Y株式会社(以下、Y社という。)は、減資という方法により、会社の資金を株主に返却したいと考えている。この場合、どのような手順により株主への返却がなされるかについて述べなさい。
- (2) 減資の決議を行った株主総会において、Y社の株主であるXは、株主への返却額の根拠についてY社に質問したところ、同社の財務担当の取締役Aは、当面の資金需要等、諸般の事情を勘案してのものであると回答した。XがY社の資金需要予測についてより詳細な説明を求めたところ、Aは、それは企業機密に属するとして回答を拒否した。この減資決議は承認され、それに基づき株主への会社資金の返却が実行された。Xは同減資決議は違法であると考えており、減資の効力を争うつもりである。この場合、Xはどのような方法で減資の効力を争い、またその際にはどのような理由を主張すると考えられるか。また、それは認められるか。仮に認められた場合にはどのような処理がなされるか。
- (3) Xは、Y社の現在の財務や経営の状況を知りたいと思っている。Xには会社法上どのような手段があるか。